

改正後	改正前
<p>第1 法制定の趣旨</p> <p>石綿を原因とする中皮腫及び石綿を原因とする気管支又は肺の悪性新生物（以下「肺がん」という。）については、（略）民事責任等を離れて迅速な救済を図るべき特殊性がみられる。</p> <p><u>また、著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺及びびまん性胸膜肥厚についても、これらの疾患と同様に迅速な救済を図るべき特殊性がみられる。</u></p> <p>本制度は、こうした石綿による健康被害の特殊性にかんがみ、事業者、国及び地方公共団体が全体で費用負担を行い、迅速かつ安定した救済を実現しようとするものであること。</p> <p>第2 （略）</p> <p>第3 指定疾病</p> <p>1 指定疾病は、<u>中皮腫、気管支又は肺の悪性新生物、著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺及びびまん性胸膜肥厚であること（法第2条第1項、令第1条）</u>。今後、医学的知見やデータの集積を図り、必要に応じ指定疾病の追加を図ることがあり得ること。</p>	<p>第1 法制定の趣旨</p> <p>石綿を原因とする中皮腫及び石綿を原因とする気管支又は肺の悪性新生物（以下「肺がん」という。）については、（略）民事責任等を離れて迅速な救済を図るべき特殊性がみられる。</p> <p>本制度は、こうした石綿による健康被害の特殊性にかんがみ、事業者、国及び地方公共団体が全体で費用負担を行い、迅速かつ安定した救済を実現しようとするものであること。</p> <p>第2 （略）</p> <p>第3 指定疾病</p> <p>1 指定疾病は、<u>中皮腫及び気管支又は肺の悪性新生物であること（法第2条第1項）</u>。<u>中皮腫とは主として胸膜、腹膜、心膜又は精巣鞘膜に発生するものであること。法第2条第1項にいう「その他石綿を吸入することにより発生する疾病であって政令で定めるもの」に該当する疾病は現時点ではないが、</u>今後、医学的知見やデータの集積を図り、必要に応じ指定疾病の追加を図ることがあり得ること。</p>

2 (略)

- ・ (略)

指定疾病の治療に伴う副作用や後遺症

- ・ 薬剤性肺障害、放射線肺炎、術後の肺機能障害 など

また、著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺及びびまん性胸膜肥厚に付随する疾病の例としては、石綿による肺がん、中皮腫、細菌感染症、肺性心、石綿肺の治療に伴う副作用や後遺症等が考えられること。

第4 救済給付

1 (略)

2 医療費の支給及び認定等

(1) (略)

(2) 認定の申請

(略)

申請書には、以下の書類その他の資料を添付しなければならないものであること(規則第1条第2項)。

ア~ウ (略)

エ 認定の申請に係る疾病が著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺又はびまん性胸膜肥厚であるときは、石綿のばく露に関する資料

~ (略)

\_\_\_\_ 認定の申請に係る疾病が著しい呼吸機能障害を伴う石綿

2 (略)

- ・ (略)

指定疾病の治療に伴う副作用や後遺症

- ・ 薬剤性肺障害、放射線肺炎、術後の肺機能障害 など

第4 救済給付

1 (略)

2 医療費の支給及び認定等

(1) (略)

(2) 認定の申請

(略)

申請書には、以下の書類その他の資料を添付しなければならないものであること(規則第1条第2項)。

ア~ウ (略)

(新設)

~ (略)

\_\_\_\_ 認定の申請は、法の施行日(平成18年3月27日。第6

肺の場合における のイの資料は、判定様式第7号によるものとし、これに著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺の診断の根拠となった胸部単純エックス線画像や胸部CT画像(複数時点において撮影された画像の添付が望ましい。) 診断書(呼吸機能検査に関するグラフを含む。) 報告書等を添付すること。

認定の申請に係る疾病が著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚の場合における のイの資料は、判定様式第8号によるものとし、これに著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚の診断の根拠となった胸部単純エックス線画像や胸部CT画像(複数時点において撮影された画像の添付が望ましい。) 診断書(呼吸機能検査に関するグラフを含む。) 報告書等を添付すること。

認定の申請に係る疾病が著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺及びびまん性胸膜肥厚の場合における のエの資料は、判定様式第9号によるものとする。

(3) (略)

(4) 認定に係る医学的判定

認定及び申請中死亡者に係る決定に際して行う石綿を吸入することにより指定疾病にかかった旨の医学的判定については、以下の考え方により行うものであること。なお、石綿を吸入することにより指定疾病にかかったことを判定するための考え方については、平成18年3月2日付け中央環境審議会答

を除き、以下同じ。)の1週間前の日から施行日の前日までの間においても行うことができ、この場合にあつては、施行日に申請があつたとみなされるものであること(法附則第2条)。

(新設)

(3) (略)

(4) 認定に係る医学的判定

認定及び申請中死亡者に係る決定に際して行う石綿を吸入することにより指定疾病にかかった旨の医学的判定については、以下の考え方により行うものであること。なお、石綿を吸入することにより指定疾病にかかったことを判定するための考え方については、平成18年3月2日付け中央環境審議会

申「石綿による健康被害の救済における指定疾病に係る医学的判定に関する考え方について（答申）」、平成 18 年 2 月の石綿による健康被害に係る医学的判定に関する検討会報告書「石綿による健康被害に係る医学的判定に関する考え方」、平成 22 年 5 月 6 日付け中央環境審議会答申「石綿健康被害救済制度における指定疾病に関する考え方について」及び中央環境審議会石綿健康被害判定部会石綿健康被害判定小委員会「医学的判定に係る資料に関する留意事項」を参照されたいこと。

中皮腫については、そのほとんどが石綿に起因するものと考えられることから、中皮腫の診断の確からしさが担保されれば、石綿を吸入することによりかかったものと判定するものであること。

なお、中皮腫は診断が困難な疾病であるため、臨床所見、臨床検査結果だけでなく、病理組織診断に基づく確定診断がなされることが重要であり、また、確定診断に当たっては、肺がん、その他のがん、胸膜炎などとの鑑別も必要であること。このため、中皮腫であることの判定に当たっては、病理組織診断記録等が求められ、確定診断が適正になされていることの確認が重要であること。

しかしながら、実際の臨床現場においては、例えば、病理組織診断が行われていなくても、細胞診でパパニコロウ染色とともに免疫染色などの特殊染色を実施した場合には、その他の胸

答申「石綿による健康被害の救済における指定疾病に係る医学的判定に関する考え方について（答申）」、平成 18 年 2 月の石綿による健康被害に係る医学的判定に関する検討会報告書「石綿による健康被害に係る医学的判定に関する考え方」及び中央環境審議会石綿健康被害判定部会石綿健康被害判定小委員会「医学的判定に係る資料に関する留意事項」を参照されたいこと。

中皮腫については、そのほとんどが石綿に起因するものと考えられることから、中皮腫の診断の確からしさが担保されれば、石綿を吸入することによりかかったものと判定するものであること。

なお、中皮腫は診断が困難な疾病であるため、臨床所見、臨床検査結果だけでなく、病理組織学的検査に基づく確定診断がなされることが重要であり、また、確定診断に当たっては、肺がん、その他のがん、胸膜炎などとの鑑別も必要であること。このため、中皮腫であることの判定に当たっては、病理組織学的検査記録等が求められ、確定診断が適正になされていることの確認が重要であること。

しかしながら、実際の臨床現場においては、例えば、病理組織学的検査が行われていなくても、細胞診でパパニコロウ染色とともに免疫染色などの特殊染色を実施した場合には、

水の検査データや画像所見等を総合して診断を下すことができる例もあるとされているなど、病理組織診断が行われていない事案も少なくないと考えられることから、判定に当たっては、原則として病理組織診断による確定診断を求めるものの、病理組織診断が行われていない例においては、臨床所見、臨床経過、臨床検査結果、他疾病との鑑別の根拠等を求め、専門家による検討を加えて判定するものであること。

(略)

著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺については、大量の石綿へのばく露、胸部 CT 写真を含む画像所見、呼吸機能検査所見といった情報をもとに総合的に判定するものであること。また、石綿以外の原因によるびまん性間質性肺炎・肺線維症などと鑑別を適切に行うためには、症状の経過、既往歴、喫煙歴といった情報も必要であること。

具体的な石綿肺の判定の考え方については次のア及びイに、著しい呼吸機能障害の判定の考え方についてはウによるものであること。

ア 石綿へのばく露の確認について

石綿肺の判定に当たっては、大量の石綿へのばく露を確認するため、石綿肺を発症し得る作業への過去の従事状況等について確認を行うものであること。

(ア)石綿肺を発症し得る作業への従事状況について、機構

その他の胸水の検査データや画像所見等を総合して診断を下すことができる例もあるとされているなど、病理組織学的検査が行われていない事案も少なくないと考えられることから、判定に当たっては、原則として病理組織学的検査による確定診断を求めるものの、病理組織学的検査が行われていない例においては、臨床所見、臨床経過、臨床検査結果、他疾病との鑑別の根拠等を求め、専門家による検討を加えて判定するものであること。

(略)

(新設)

は従事していた事業場の名称や所在地、石綿にばく露した当時の状況（作業の内容、時期、期間、場所等）を本人や遺族等から聴取するとともに、その内容を可能な限り各種の資料によって確認を行うものであること。なお、石綿肺を発症しうる作業については、平成 18 年 2 月 9 日付厚生労働省労働基準局長通知「石綿による疾病の認定基準について」に列挙された「石綿ばく露作業」（以下「石綿ばく露作業」という。）等を参考として幅広く確認するものであること。

（イ）石綿肺を発症し得る作業への従事状況が明らかでない場合は、大量の石綿へのばく露を客観的に示す資料等をもとに、総合的に評価するものであること。

なお、肺内の石綿小体計測結果や石綿繊維計測結果が提出された場合の評価については、石綿肺を発症し得る肺内の石綿小体や石綿繊維の量は肺がんの発症リスクを 2 倍以上に高める石綿ばく露量よりも多いとする報告もあるが、医学的知見が集積されるまでの間は救済の観点から、イの判定基準によるものとする。

イ 画像所見の確認について

（ア）石綿肺の判定に当たっては、胸部単純エックス線写真により、じん肺法に定める第 1 型以上と同様の肺線維化所見が認められることが必要である。（ただし、大陰影のみが認められる場合を除く。）この際、胸部の所見を

的確に把握するためには、胸部 CT 写真、特に HRCT (High Resolution Computed Tomography:高分解能 CT) 写真が有用である。

(イ)一時点のみの画像所見で所見の確認をすることができない場合は、病状を勘案し、半年又は一年など一定の期間を置いて再度撮影し、所見の変化を確認することが望ましい。また、過去に撮影した写真により、遡って所見の変化を確認できるのであればこれを活用すること。

ウ 著しい呼吸機能障害の有無の判定について

呼吸機能検査の結果、以下の(ア)又は(イ)のいずれかの場合に、著しい呼吸機能障害と判定すること。

(ア)パーセント肺活量(%VC)が60%未満であること

(イ)パーセント肺活量(%VC)が60%以上80%未満であって、1秒率が70%未満であり、かつ、%1秒量が50%未満であること

又は、

動脈血酸素分圧(PaO<sub>2</sub>)が60Torr以下であること、又は、肺胞気動脈血酸素分圧較差(AaDO<sub>2</sub>)の著しい開大が見られること

なお、これらの基準に係る正常予測値については、以下の予測式を用いること。

日本呼吸器学会(2001年)による肺活量予測式

男性	$0.045 \times \text{身長 (cm)} - 0.023 \times \text{年齢 (歳)} - 2.258$
女性	$0.032 \times \text{身長 (cm)} - 0.018 \times \text{年齢 (歳)} - 1.178$

日本呼吸器学会(2001年)による1秒量予測式

男性	$0.036 \times \text{身長 (cm)} - 0.028 \times \text{年齢 (歳)} - 1.178$
女性	$0.022 \times \text{身長 (cm)} - 0.022 \times \text{年齢 (歳)} - 0.005$

また、肺泡気動脈血酸素分圧較差 (AaDO<sub>2</sub>) の著しい開大が見られることとは、じん肺診査ハンドブック (労働省安全衛生部労働衛生課編 (改訂第4版)) P74 の表6 に年齢ごとに記載されている「著しい肺機能障害があると判定する限界値 - AaDo<sub>2</sub>(男性,女性)」を超える場合をいうものであること。

なお、これらに係る判定基準をわずかに満たさない場合であっても、その他の呼吸機能検査の結果 (運動負荷時の呼吸困難を評価する指標、自覚的呼吸困難を評価する指標等) が提出された場合には、救済の観点から、これらの結果を加えて総合的に判定を行うことが望ましいこと。

著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚については、大量の石綿へのばく露、胸部 CT 写真を含む画像所見、呼吸機能検査所見といった情報をもとに総合的に判定するものであること。また、石綿へのばく露とは無関係なびまん性胸膜肥厚もあることから、鑑別を適切に行うためには、病状の経過、既往歴、喫煙歴といった情報も必要となること。

具体的なびまん性胸膜肥厚の判定の考え方については次のア及びイに、著しい呼吸機能障害の判定の考え方についてはウによるものであること。

ア 石綿へのばく露の確認について

びまん性胸膜肥厚は、石綿へのばく露とは無関係なものも

あることから、判定に当たっては、石綿へのばく露状況の確認を行うことが重要であること。具体的には、石綿ばく露作業への従事期間が3年以上あることが必要であること。また、石綿ばく露作業への従事状況の確認方法については、2(4) ア(ア)の石綿肺の場合の考え方と同様に扱うものであること。

イ 画像所見の確認について

びまん性胸膜肥厚の判定に当たっては、胸部単純エックス線写真により、肥厚の厚さについては、最も厚いところが5mm以上あり、頭尾方向の広がり(水平方向の広がりでない。)については、片側にのみ肥厚がある場合は側胸壁の1/2以上、両側に肥厚がある場合は、側胸壁の1/4以上あることが確認できることが必要であること。また、複数時点において撮影した写真を用いるなど、経時的に所見の変化を確認することが望ましいこと。

ウ 著しい呼吸機能障害の有無の判定について

びまん性胸膜肥厚による呼吸機能障害は拘束性障害であることから、2(4) ウの石綿肺の場合の考え方と同様に扱うこととすること。

(5) 認定の有効期間

認定は、有効期間内に限りその効力を有するものであり、認定の有効期間は、基準日から申請のあった日の前日までの

(5) 認定の有効期間

認定は、有効期間内に限りその効力を有するものであり、認定の有効期間は、基準日から申請のあった日の前日まで

期間に指定疾病の種類に応じて政令で定める期間を加えた期間内であり（法第6条第1項）、当該政令で定める期間は、中皮腫、肺がん、著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺及びびまん性胸膜肥厚についてそれぞれ5年であること（法第6条第1項、令第2条）。

～（略）

（6）認定の更新

～（略）

認定の更新がされた場合の有効期間については、更新がされた認定は、前の認定の有効期間の満了する日の翌日から起算して5年間に限り効力を有するものであること（法第7条第3項及び第8条第3項、令第2条）。

（7）（略）

### 3 医療費

（1）～（3）（略）

（4）医療費は、被認定者が、その認定疾病について医療を受けた場合に支給されるものであるが、中皮腫、肺がん、著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺及びびまん性胸膜肥厚そのものに対する医療のほか、その続発症について医療を受けた場合も支給の対象とされるものであること。

（5）・（6）（略）

（7）機構は、医療費の額を決定するに当たっては、社会保険診

の期間に指定疾病の種類に応じて政令で定める期間を加えた期間内であり（法第6条第1項）、当該政令で定める期間は、中皮腫及び肺がんについてそれぞれ5年であること（法第6条第1項、令第1条）。

～（略）

（6）認定の更新

～（略）

認定の更新がされた場合の有効期間については、更新がされた認定は、前の認定の有効期間の満了する日の翌日から起算して5年間に限り効力を有するものであること（法第7条第3項及び第8条第3項、令第1条）。

（7）（略）

### 3 医療費

（1）～（3）（略）

（4）医療費は、被認定者が、その認定疾病について医療を受けた場合に支給されるものであるが、中皮腫及び肺がんそのものに対する医療のほか、その続発症について医療を受けた場合も支給の対象とされるものであること。

（5）・（6）（略）

（7）機構は、医療費の額を決定するに当たっては、社会保険診

療報酬支払基金法（昭和 23 年法律第 129 号）に定める審査委員会及び特別審査委員会、国民健康保険法に定める国民健康保険診療報酬審査委員会及び同法第 45 条第 6 項に規定する厚生労働大臣が指定する法人に設置される診療報酬の審査に関する組織並びに介護保険法第 179 条に規定する介護給付費審査委員会の意見を聴かなければならないものであること（法第 14 条第 1 項、令第 4 条）。また、機構は、医療費の支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会に委託することができるものであること（法第 14 条第 2 項）。

（ 8 ）～（ 13 ） （略）

#### 4 療養手当

（ 1 ）療養手当は、入通院に伴う諸経費、日常生活における近親者等による介護に要する費用等を勘案して、月を単位として支給されるものであり、その額は月額 103,870 円であること（法第 16 条第 1 項、令第 5 条）。

（ 2 ）～（ 4 ）

5 （略）

#### 6 葬祭料

（ 1 ）葬祭料は、被認定者が認定疾病に起因して死亡した場合に、

療報酬支払基金法（昭和 23 年法律第 129 号）に定める審査委員会及び特別審査委員会、国民健康保険法に定める国民健康保険診療報酬審査委員会及び同法第 45 条第 6 項に規定する厚生労働大臣が指定する法人に設置される診療報酬の審査に関する組織並びに介護保険法第 179 条に規定する介護給付費審査委員会の意見を聴かなければならないものであること（法第 14 条第 1 項、令第 3 条）。また、機構は、医療費の支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会に委託することができるものであること（法第 14 条第 2 項）。

（ 8 ）～（ 13 ） （略）

#### 4 療養手当

（ 1 ）療養手当は、入通院に伴う諸経費、日常生活における近親者等による介護に要する費用等を勘案して、月を単位として支給されるものであり、その額は月額 103,870 円であること（法第 16 条第 1 項、令第 4 条）。

（ 2 ）～（ 4 ）

5 （略）

#### 6 葬祭料

（ 1 ）葬祭料は、被認定者が認定疾病に起因して死亡した場合

葬祭を行う者に対し、その請求に基づき、支給されるものであり、その額は199,000円であること（法第19条第1項、令第6条）

（2）～（5）（略）

#### 7 特別遺族甲慰金及び特別葬祭料

（1）特別遺族甲慰金及び特別葬祭料（以下「特別遺族甲慰金等」という。）は、日本国内において石綿を吸入することにより指定疾病にかかり、当該指定疾病に起因して施行日前に死亡した者（以下「施行前死亡者」という。）又は日本国内において石綿を吸入することにより指定疾病にかかり、当該指定疾病に関し、申請をしないで当該指定疾病に起因して施行日以後に死亡した者（以下「未申請死亡者」という。）の遺族（特別遺族給付金の支給を受けることができる者を除く。）に対し、その請求に基づき、支給されるものであり、特別遺族甲慰金の額は2,800,000円、特別葬祭料の額は199,000円であること（法第20条、令第7条）

（2）（略）

（3）未申請死亡者に係る特別遺族甲慰金等  
（略）

未申請死亡者に係る特別遺族甲慰金等請求書には、以下の書類その他の資料を添付しなければならないものであること（規則第17条の2第2項）

に、葬祭を行う者に対し、その請求に基づき、支給されるものであり、その額は199,000円であること（法第19条第1項、令第5条）

（2）～（5）（略）

#### 7 特別遺族甲慰金及び特別葬祭料

（1）特別遺族甲慰金及び特別葬祭料（以下「特別遺族甲慰金等」という。）は、日本国内において石綿を吸入することにより指定疾病にかかり、当該指定疾病に起因して施行日前に死亡した者（以下「施行前死亡者」という。）又は日本国内において石綿を吸入することにより指定疾病にかかり、当該指定疾病に関し、申請をしないで当該指定疾病に起因して施行日以後に死亡した者（以下「未申請死亡者」という。）の遺族（特別遺族給付金の支給を受けることができる者を除く。）に対し、その請求に基づき、支給されるものであり、特別遺族甲慰金の額は2,800,000円、特別葬祭料の額は199,000円であること（法第20条、令第6条）

（2）（略）

（3）未申請死亡者に係る特別遺族甲慰金等  
（略）

未申請死亡者に係る特別遺族甲慰金等請求書には、以下の書類その他の資料を添付しなければならないものであること（規則第17条の2第2項）

ア～ウ (略)

エ 認定の申請請求に係る疾病が著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺又はびまん性胸膜肥厚であるときは、石綿へのばく露に関する資料

オ (略)

カ (略)

キ (略)

なお、オについて、請求者と未申請死亡者との身分関係を証明することができる戸籍の謄本又は抄本とは、請求者が未申請死亡者の配偶者以外の者であるときは、請求者よりも先順位の者の死亡を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本とすること。

未申請死亡者に係る特別遺族弔慰金等の支給の請求に係る疾病が中皮腫である場合における のイの資料は、2(2)

に示す資料(添付資料を含む。) 肺がんである場合においては、2(2) に示す資料(添付資料を含む。) 著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺である場合においては、2(2) に示す資料(添付資料を含む) 著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚である場合においては、2(2) に示す資料によるものとする。

未申請死亡者に係る特別遺族弔慰金等の支給の請求に係る疾病が著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚の場合における のエの資料は、2(2) に示す資料によるものと

ア～ウ (略)

(新設)

エ (略)

オ (略)

カ (略)

なお、エについて、請求者と未申請死亡者との身分関係を証明することができる戸籍の謄本又は抄本とは、請求者が未申請死亡者の配偶者以外の者であるときは、請求者よりも先順位の者の死亡を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本とすること。

未申請死亡者に係る特別遺族弔慰金等の支給の請求に係る疾病が中皮腫である場合における のイの資料は、2(2)

に示す資料(添付資料を含む。) によるものとし、請求に係る疾病が肺がんである場合においては、2(2) に示す資料(添付資料を含む。) によるものとする。

(新設)

すること。

(4) ~ (6) (略)

(7) (略)

・ (略)

著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺及びびまん性胸膜肥厚については、石綿肺又はびまん性胸膜肥厚であったことが客観的に確認できる場合に、石綿を吸入することにより著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺又はびまん性胸膜肥厚にかかったものと判定するものであること。具体的には、施行前死亡者の死亡に関して市区町村長に提出した死亡診断書若しくは死体検案書又は請求に係る疾病に起因して死亡したことを証明することができる診療録の写しに、死亡の原因として「石綿肺」又は「びまん性胸膜肥厚」の記載がある場合には、これに起因して死亡したものであることや、著しい呼吸機能障害を伴っていたと判断できるものであり、この場合には、機構は医学的判定を申し出ることなく権利の認定を行うことができるものであること。

(8) 未申請死亡者に係る特別遺族弔慰金等の支給を受ける権利の認定に際して行う未申請死亡者が石綿を吸入することにより指定疾病にかかった旨の医学的判定については、認定に係る医学的判定と同様に2(4)の考え方により行うものであること。

(4) ~ (6) (略)

(7) (略)

・ (略)

(新設)

(8) 未申請死亡者に係る特別遺族弔慰金等の支給を受ける権利の認定に際して行う未申請死亡者が石綿を吸入することにより指定疾病にかかった旨の医学的判定については、2(4)の考え方により行うものであること。

8・9 (略)

10 他の法令による給付との調整

(1) 医療費は、被認定者に対し、認定疾病について、健康保険法等以外の法令(条例を含む。)の規定により医療に関する給付が行われるべき場合には、その給付の限度において支給しないものであること(法第26条第1項、令第3条)。ただし、生活保護法による扶助は他の法律に定めるすべての保護に劣後するものであるから、本法による医療費の支給は生活保護法の医療扶助に優先するものとする。

(2)・(3)(略)

(4) (略)

(略)

以外の場合には、法定利率を用いた単利の方法により、将来にわたり支給を受けるべき額の現在価値を求め、その額を当該災害給付に相当する金額

とし、その額の限度において、支給しないものであること(法第26条第2項、令第9条、規則第22条第1項)。(略)

11~15 (略)

16 迅速な認定に向けた診断等に係る情報提供について

(1) 中皮腫については、診断が困難な疾病であるため、臨床所見、臨床検査結果だけでなく、病理組織診断に基づく確定診断がなされることが重要であり、石綿による被害者の迅速な

8・9 (略)

10 他の法令による給付との調整

(1) 医療費は、被認定者に対し、認定疾病について、健康保険法等以外の法令(条例を含む。)の規定により医療に関する給付が行われるべき場合には、その給付の限度において支給しないものであること(法第26条第1項、令第2条)。ただし、生活保護法による扶助は他の法律に定めるすべての保護に劣後するものであるから、本法による医療費の支給は生活保護法の医療扶助に優先するものとする。

(2)・(3)(略)

(4) (略)

(略)

以外の場合には、法定利率を用いた単利の方法により、将来にわたり支給を受けるべき額の現在価値を求め、その額を当該災害給付に相当する金額

とし、その額の限度において、支給しないものであること(法第26条第2項、令第8条、規則第22条第1項)。(略)

11~15 (略)

16 迅速な認定に向けた診断等に係る情報提供について

(1) 中皮腫については、診断が困難な疾病であるため、臨床所見、臨床検査結果だけでなく、病理組織学的検査に基づく確定診断がなされることが重要であり、石綿による被害者の迅速な

<p>救済のため、そのような検査を適切に実施することができる医師及び医療機関において確定診断が行われるよう、医療関係者への情報提供、制度の周知に努められたいこと。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>石綿肺及びびまん性胸膜肥厚については、石綿以外の原因によるびまん性間質性肺炎・肺線維症や、石綿以外の原因によるびまん性胸膜肥厚などの他疾患との鑑別が適切に行われるよう、医療関係者への周知情報提供に努められたいこと。</u></p> <p>第5 (略)</p> <p>第6 <u>石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律(平成20年法律第77号。以下「改正法」という。)の施行に伴う経過措置</u> 1~3 (略)</p> <p>第7 <u>石綿による健康被害の救済に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成22年政令第百四十二号)の施行に伴う経過措置</u> <u>著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺及びびまん性胸膜肥厚については、法の施行日ではなく、改正令の施行日(平成22年7月1日)を基準として、改正令の施行日前に当該指定疾病に起因して死亡した者を法第20条第1項第1号の施行前死亡</u></p>	<p>速な救済のため、そのような検査を適切に実施することができる医師及び医療機関において確定診断が行われるよう、医療関係者への情報提供、制度の周知に努められたいこと。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第5 (略)</p> <p>第6 <u>改正法の施行に伴う経過措置</u>  1~3 (略)</p> <p>(新設)</p>
--	--

者、改正令の施行日以後に当該指定疾病に関し認定の申請をしない  
で当該指定疾病に起因して死亡した者を同条同項第 2 号  
の未申請死亡者とするものであること（改正令附則第 2 条）。

また、特別遺族弔慰金等の支給の請求期限は、著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺及びびまん性胸膜肥厚に係る施行前死亡者の遺族にあっては、改正令の施行日から 6 年であること（改正令附則第 2 条）。

第 8 （略）

第 7 （略）